

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和二年四月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（一等磁気測量及び航空重力測量）

二 測量の地域 一等磁気測量 吉野郡十津川村

航空重力測量 県内全域

三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで